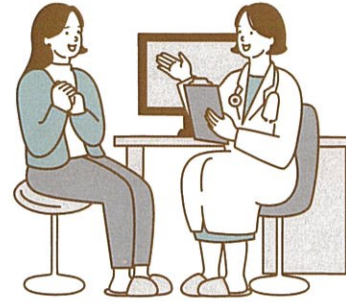


## 30歳からの若年者健診

高血圧や糖尿病などの生活習慣病については、生活習慣を改善することでその予防や重症化、合併症を避けることができます。本市では、若い頃から自分自身の健康について関心を高め、予防に対する取り組みを進めることを目的に、本市国民健康保険に加入する30歳から39歳までの方を対象に生活習慣病健診を実施しています。

この機会にご自分の体の状態を確認してみませんか？



- 対象者** 30歳～39歳までの本市国民健康保険加入者  
(令和6年度中に30～39歳の誕生日を迎える方)
- 場所・実施日** 地区コミュニティセンターなどで実施する集団健診
- 申込方法** 予約が必要です。
- 自己負担** 1,000円
- 健診内容** 問診、身体測定、診察、血圧、尿検査、血液検査(脂質・血糖・腎機能・血清尿酸・肝機能) 心電図

## 特定健診・若年者健診・後期高齢者健康診査 集団健診日程 (令和6年9月～11月)

集団健診の受診は予約が必要です。(問い合わせ先 医療保険課特定保健係)

場所	実施日	場所	実施日
すこやかプラザ	※9月 7日(土) 予約開始日: 8/1	日宇地区コミュニティセンター	11月29日(金)
	10月 7日(月)	日宇体育室	10月21日(月)
	※10月20日(日) 予約開始日: 9/12	中里皆瀬地区コミュニティセンター	11月19日(火)
	※11月 9日(土) 予約開始日: 10/ 2	大野地区コミュニティセンター	9月17日(火)
	11月23日(土)	大野地区コミュニティセンター	11月18日(月)
労働福祉センター	9月30日(月)	北地区コミュニティセンター	10月10日(木)
崎辺地区コミュニティセンター	10月24日(木)	柚木地区コミュニティセンター	11月 6日(水)
相浦地区コミュニティセンター	10月12日(土)	吉井地区コミュニティセンター	※9月 5日(木) 予約開始日: 7/31
三川内地区コミュニティセンター	※11月20日(水) 予約開始日: 10/16	世知原地区コミュニティセンター	9月14日(土)
早岐地区コミュニティセンター	9月29日(日)	小佐々地区コミュニティセンター	10月19日(土)
広田地区コミュニティセンター	9月 4日(水)	インフィニタス (江迎地区文化会館)	9月 8日(日)
	11月 8日(金)		11月15日(金)
		鹿町温泉・美人の湯やすらぎ館	※9月19日(木) 予約開始日: 8/16
			10月17日(木)

※印の実施日は予約開始日が決まっています。それ以外は随時受け付けています。集団健診は12月以降も実施します。詳細はホームページをご覧ください。

佐世保市国民健康保険

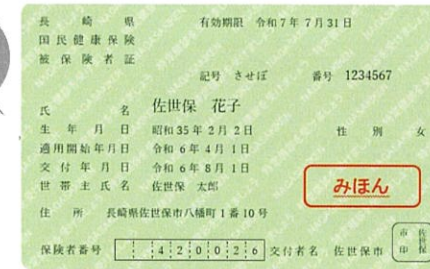
# させぼの国保

令和6年  
8月  
特集号

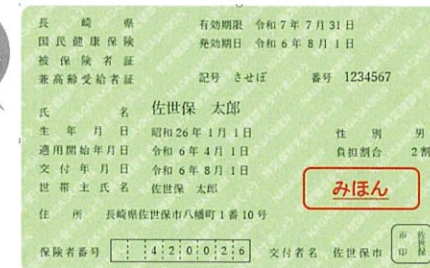
## 8月1日からお使いいただける保険証が変わります

- 保険証の色は薄緑(うすみどり)色です。
- 有効期限は令和7年7月31日までの1年間です。
- 7月末までにお手元に届かない場合は、医療保険課給付係までご連絡ください。

69歳  
以下の方



70～  
74歳の方



## 大切なお知らせ

～従来の被保険者証の更新は今回が最後となります～

- 国のマイナンバーと健康保険証の原則一体化の方針により、従来の被保険者証は令和6年12月2日から発行されなくなります。
- 今回お送りする被保険者証については、経過措置により有効期限までは引き続き使用できますので、健康保険証が廃止された令和6年12月以降も、有効期限が切れるまで廃棄しないでください。
- この機会に、マイナンバーカードをお持ちの方は、便利なマイナ保険証を是非一度ご利用ください。なお保険証廃止後も、国保の脱退や加入手続きは従来どおり必要となります。

## 限度額適用認定証等の更新(申請)のお知らせ

- ◎現在、お持ちの限度額適用認定証等の有効期限をご確認ください。期限切れの場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

長崎県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和7年7月31日 交付番号
交付年月日	令和6年8月1日 (1234)
記号	させぼ番号 1234567 (枝番) 02
世帯主	住所 佐世保市八幡町1番10号
氏名	佐世保 太郎
氏名	佐世保 花子
生年月日	昭和31年2月2日
有効期日	令和6年8月1日
適用区分	オ
長期入院	みほん
保険者番号並びに交付者の名称及び印	420026 佐世保市

**申請場所** 市役所1階医療保険課給付係 ②番窓口、各支所及び宇久行政センター

**申請に必要なもの** 保険証、世帯主・対象者のマイナンバーがわかるもの及び届出者の顔写真身分証明書

※郵送やオンライン申請手続きも可能です。積極的にご利用ください。

### 注意事項

- ①「限度額認定証」は個人ごとに申請が必要で、毎年8月に更新が必要です。
- ②70～74歳の方については、認定証を発行できるのは、「現役並みⅠ」・「現役並みⅡ」及び市民税非課税世帯「Ⅰ」・「Ⅱ」に該当される場合のみです。所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」の方は、医療機関に国民健康保険被保険者証を提示することで、窓口での自己負担は限度額までとなります。
- ③未申告の方がいらっしゃる世帯は、認定できない場合があります。
- ④マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

## オンライン申請が便利です

保険証の再交付



限度額適用及び標準負担額減額認定証の交付申請



市役所などの窓口を訪れることなく、パソコンやスマートフォン等で市への申請などができますので、ぜひご利用ください。窓口で申請された場合と同様に、住民登録地の世帯主様あてに郵送にて約1週間ほどでお届けします。

## 高額療養費についてお知らせ

高額療養費制度とは、同じ診療月内に医療費が高額になり、自己負担額が限度額を超えた分が払い戻しされる制度です。高額療養費の自己負担限度額（月額）は年齢や収入によって異なります。（※保険適用外の治療、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外です）

### 自己負担限度額について

#### ■ 70歳～74歳の方

＜自己負担割合 **3割**＞ 外来と入院の区別がなく、**世帯ごと**にすべての医療機関の自己負担額を合算することができます。

所得区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食あたり）
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円※1】	490円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円※1】	
現役並みⅠ	課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円※1】	

＜自己負担割合 **2割**＞ 外来は**個人ごと**に、入院を含む場合は**世帯ごと**にすべての医療機関の自己負担額を合算することができます。

所得区分	所得要件	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（1食あたり）
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 【年間限度額144,000円※2】	57,600円 【44,400円※1】	490円
Ⅱ	市民税非課税世帯	8,000円	24,600円	230円 180円※3
Ⅰ	市民税非課税世帯で収入が一定基準未満の方		15,000円	110円

（課税所得・・・市民税算出の基礎となる額で、総所得等から基礎控除額や必要経費、その他の控除を差し引いた額）

#### ■ 69歳以下の方

・同じ世帯内で、自己負担額21,000円以上（※合算対象額）を複数回支払った場合に、それらの自己負担額を合算することができます。

※合算対象額は、ひとつの医療機関ごとに計算しますが、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別計算となります。

なお、院外処方薬で薬局に支払った自己負担額は、処方せんを出した医療機関の自己負担額と合算します。

所得区分	所得要件（基礎控除後の所得）	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（1食あたり）
		1～3回目	4回目以降※1	
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	210万円以下	57,600円	44,400円	
オ	市民税非課税世帯	35,400円	24,600円	230円 180円※3

（基礎控除後の所得・・・国民健康保険税算出の基礎となる額で、総所得等から基礎控除額を差し引いた額）

※1 過去12ヶ月間で、同一世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 8月診療分から翌年7月診療分の年間限度額

※3 過去12か月以内に、入院日数が91日以上で、長期申請をされた場合

医療費が高額になる予定の方は、**「マイナ保険証」または「限度額認定証」**を利用しましょう

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで（月ごと、医療機関ごと）になります。

申請方法は表紙をご覧ください。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を利用されても、更に世帯内で合算して自己負担限度額を超えた場合や、医療機関等で複数回該当に当てはまることについて確認できない場合は申請を行うことにより差額分が支給されます。

自己負担限度額を超えたお支払いがある場合は**「高額療養費」**を申請しましょう

自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費の払い戻しを受ける場合、申請が必要です。

#### 申請場所

市役所1階医療保険課給付係窓口、各支所及び宇久行政センター



#### 申請に必要なもの

領収書または支払証明書、保険証、世帯主名義預金通帳、世帯主・対象者のマイナンバーがわかるもの及び届出者の顔写真身分証明書

## 使っていますか？ ジェネリック医薬品

### ジェネリック医薬品とは？

先に開発された薬（先発医薬品）の特許期間終了後に、製造販売され、有効成分・分量・容量において同等の効果を持つ医薬品です。

### なにがいいの？

#### 低価格

先発医薬品に要した開発費用が抑えられるので、価格が安く、経済的です。

#### 同等の効き目・安全性

先発医薬品と同等の効き目があり、有効性、安全性及び品質について、国が厳格な審査のうえ、製造販売を承認しているため、安心して使うことができます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師または薬剤師にご相談ください。

《問い合わせ先》 医療保険課 給付係 電話24-1111（内線2133）

## 国民健康保険税は貴重な財源です

国民健康保険税は、佐世保市の国民健康保険に加入されている被保険者の医療費等にあてられる貴重な財源です。その年に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金や国などの補助金を除いたものが国民健康保険税となります。被保険者の皆さんが病気やけがをした時、経済的に心配なく、安心して医療を受けられるように、所得などに応じてみんなでお負担しています。